

# 介護保険サービス及び総合事業をご希望の場合



居住する市区町村等の介護保険担当窓口もしくは  
地域包括支援センター、居宅介護支援事業所へ相談

※明らかに要介護認定が  
必要な場合  
※予防給付や介護給付に  
よるサービスをご希望の  
場合

## チェックリスト 判定

※明らかに予防介護・生活支援サービス  
事業の対象外と判断できる場合

## 要介護認定の申請

提出物：申請書、介護保険被保険者証

## 訪問調査

ご本人の身体状況などの調査を市区町村等の調査員が  
自宅等に訪問し実施

主治医意見書が必要となるため、市区町村等の依頼に  
よりご本人の主治医に心身の状況についての意見書を  
作成してもらいます。主治医がいない方は、市区町村  
の指定医師の診察が必要です。

### 注意点

調査時にはご家族の方も同席を行い、日頃のご本人の  
様子や状態を調査員にお伝えください。

## 審査・判定

介護認定審査会において介護認定の判定会議の開催

コンピューターの判定結果と訪問調査時に得た情報と  
主治医意見書をもとに、介護認定審査会による要介護  
度の判定が行われます。  
※申請から判定まで約1ヶ月の期間を要します。

## 判定結果

認定結果通知書と認定結果が記載された保険証が届きます

要介護1～5  
介護サービス

要支援1・2  
介護予防サービス

非該当（自立）

## 介護給付

### やよい苑 ご利用可能サービス

居宅介護支援事業所（居宅サービス計画作成等）

#### 施設サービス

- ・入所

#### 在宅サービス

- ・ショートステイ
- ・通所リハビリテーション
- ・訪問介護
- ・訪問看護（訪問リハビリ）

## 予防給付

### やよい苑 ご利用可能サービス

居宅介護支援事業所（介護予防サービス計画作成等）

※地域包括支援センターと委託契約

#### 在宅サービス

- ・ショートステイ
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防訪問看護（訪問リハビリ）

サービス事業  
対象者

## 総合事業

### やよい苑 ご利用可能サービス

#### 居宅介護支援事業所

（介護予防ケアマネジメント作成等）  
※地域包括支援センターと委託契約

#### 在宅サービス

- ・介護予防訪問介護  
（現行相当サービス）

介護保険外のサービスや、市区町村  
が行う一般介護予防事業をご利用い  
ただけます。  
詳しくは、市区町村もしくは地域包  
括支援センターへお問い合わせ下さ  
い。

介護予防・  
生活支援  
サービス事業

一般介護予防事業